

医中誌 Web 利用契約書（案）

京都府公立大学法人（以下「甲」という。）と 〃は、
医中誌 Web（アカデミックプランA+追加サイト1）の供給に関し、次のとおり利用契約を締結するものとする。

第1条 乙は、上記のデータベースを、甲の使用に供し、適切な操作方法を指導し、甲の業務が円滑に遂行できるよう努めるものとする。

第2条 乙は、甲に対し、著作権、知的所有権を厳密に遵守することを確約させた上で第5条に定める利用期間内は、契約データベースのデータのオンライン利用（ディスプレイ、プリントアウト、ダウンロード）、契約期間内での電子メール送信、プリントアウトした全文の相互貸借利用を保証するものである。

第3条 甲の乙による認定利用者は、京都府立医科大学に所属する総ての構成員とする。

第4条 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第5条 データベースの利用期間は、データベース収録開始時から令和5年3月31日までにアップデートされた総てのデータとする。

第6条 利用料金は、金 〃 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〃 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、課税対象契約代金額に110分の10を乗じて得た額である。

第7条 乙は、所定の手続きに従い、契約代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けて60日以内に当該年度分を前払いにて支払うものとする。ただし、支払時期については、甲乙協議するものとする。

第8条 なお、乙は、一括前払いを受ける上で、甲に対し、第4条に記載されている契約残期間の保証を担保するものとする。

第9条 甲は、乙から提供を受けるデータ及びこれに付随する技術情報等の乙の所有に属する知的財産については、その取扱いに当たっては慎重な注意を持って秘密の保持

に努めるものとする。

2 前項の守秘義務は、公知になった事項については適用されないものとする。

3 乙は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他に洩らしてはならない。

甲は、データベースを甲の学内外で利用できるものとするが、契約データベース内のデータのプリントアウトは、相互貸借以外の目的で部外者に提供してはならない。また、ダウンロードデータは、部外者に提供してはならない。

第10条 乙は、データベースのプログラムに決定的な欠陥がないことを保証し、保証期間にプログラムに欠陥があることが明らかになったときは、直ちに甲は、乙にその旨通知し、乙は無償で遅滞なくこれを修正するものとする。

なお、修正に当たっては必要な限度に置いて甲が乙の施設、設備を無償で使用することを認めるものとする。

2 本条における保証の総額は、乙が甲から受領した使用料の総額を限度とする。

3 本条の保証は、次のいずれかに該当する場合には適用されないものとし、これにより生ずる損害については、乙はその賠償を甲に請求することができる。

(1) 甲が、乙の指示に反するデータベースの利用を行った場合

(2) 乙が、データベースの欠陥を指摘し、使用の一時停止を申し入れた後に、甲がこれを使用した場合

(3) 事前に書面による乙の承諾を得ないで、甲がデータベースの外形を変え、又は、その内容又は、その取扱方法を変更して使用した場合

第11条 甲及び乙は、本契約上の権利、義務及び本契約によって賃貸借した全てのものについて、他人に譲渡又は引渡してはならないものとする。

2 甲は、甲以外の第三者に対して、事前に書面による乙の承諾を得ないで、データベースを使用させてはならないものとする。

第12条 甲及び乙は、相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しない場合には、文書をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。この場合、甲及び乙は、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとし、その額は、甲乙間で協議し定めるものとする。

第13条 本契約が終了したときは、甲は甲の責任においてデータベースの使用を止めるものとする。

第14条 契約保証金は、免除する。

第15条 本契約に定めのない事項について、又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各1通を保有とする。

令和4年 月 日

甲 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

乙